

令和 4 年 6 月 8 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03450

研究課題名(和文) 国際倒産法制の展望と新たな挑戦

研究課題名(英文) Perspective and New Challenge of Crossborder Insolvency

研究代表者

杉山 悦子 (SUGIYAMA, Etsuko)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20313059

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、国境を超える倒産事件において日本や諸外国が直面している理論的、実務的課題を明らかにするとともに、それらに対する解決策を明らかにした。

例えば、多くの国際倒産事件、特にグループ企業の国際倒産に関する事件では、国内外の裁判所の間や管財人と裁判所の間における協力が不可欠であることを明らかにした。さらに、外国倒産手続や倒産関連の外国判決を承認援助することが、日本の公序に反するかを判断する際に、裁判所が考慮すべき具体的要素も明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、2000年に国際倒産モデル法を採択して以降の、国内外の国際倒産の実務を整理し、そこで浮上した諸問題とそれに対する解決策を明らかにした点にある。

社会的意義は、今後も増えていくと思われる国際倒産の事件において、日本の裁判所や実務家が考慮すべき事項、あるいは今後の倒産法の改正等において考慮すべき要素を明らかにすることで、より多くの利害関係人の利益を保護できるような枠組みを提示した点にある。

研究成果の概要(英文)：In this research project, I clarified many theoretical and practical problems which Japan and other countries face in cases of cross-border insolvency and showed solutions to them.

For instance, I found that cooperation between domestic and foreign courts and cooperation between domestic insolvency representatives and foreign courts are critical to deal with many cases in cross border insolvency, especially those relating to insolvency of group enterprises. In addition, I showed concrete elements which receiving courts should consider in deciding whether recognition of foreign insolvency proceedings or foreign insolvency-related judgments should be against public policy of Japan.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：国際倒産 外国判決の承認執行 グループ企業の倒産

1. 研究開始当初の背景

(1) 企業活動の国際化に伴い、企業に倒産手続が開始した場合に、当該企業がある国内に限らず、国際的にも様々な問題が発生するようになった。例えばある国で開始した倒産手続の効力は、債務者が他国に有する財産にも及ぶのか、また、外国にいる債権者は手続の効力を受けるのかといった問題である。そのような国境を超える諸問題を解決して、倒産手続の目的を達成するためには、国際協調の枠組みを実現することが不可欠である。このような取組みは EU 域内などの一定の地域内、ないしは、各国の立法等によって対処されてきたが、国際協調を一層促進するために、UNCITRAL (国際連合国際商取引委員会) の倒産法作業部会における検討の末、国際倒産モデル法が作成され、1997 年の UNCITRAL 総会において採択された。日本は国際倒産の規律の整備においては、他国より大きく遅れをとっていたものの、2000 年には、いち早く同モデル法を採択した。そして、国内の様々な倒産法の改正の中で、国際倒産に関連する裁判管轄、国内倒産手続の国際的な効力、国際並行倒産に関する規定が整備されるとともに、外国倒産手続の承認援助に関する法律 (外国倒産手続承認援助法) を制定して、外国で開始した倒産手続の効力を日本国内で承認する手続を整備した。

(2) 他方で、国外に目を向けると、アメリカ、イギリスなど先進諸国は、日本と同様に、国際倒産モデル法を国内で採択しており、また、近年になって、アジア諸国、アフリカ諸国や南米諸国でも採択の動きがみられるようにはなっているが、国際倒産モデル法が全世界で普及しているとはいいがたい。たとえば、EU 諸国や近隣の中国やロシアのような大国はモデル法を採択しておらず、国際的な活動をする船会社が倒産したような場面において、国際倒産処理に支障が生じうるという懸念もみられた。

(3) 特にリーマンショック以降、多国籍のグループ企業の破綻処理が問題となる事例も増加してきている。国内においても、多国籍のグループ企業の倒産に関連して、様々な申立てがなされているところ、このような国際的なグループ企業の倒産処理のあり方についての検討は、日本では必ずしも十分に行われてこなかった。一方、欧米諸国では、国際的なグループ企業の倒産手続の承認執行が問題となった事例があり、裁判例や諸規則によって、実務的、理論的な視点からの検討が行われていた。また、UNCITRAL においても、多国籍企業の国際倒産についての対処方法について検討が始められており、十分な体制が整えられていない日本において、海外情勢から学ぶべき事項は多く残されていた。

2. 研究の目的

(1) 上記のように、国際倒産モデル法が国内でも採択してから 20 年近く経過して、世界の情勢も大きく変化しているため、本研究では、日本がこれまでに直面してきた問題について、学術的な視点から検討をし、日本の制度の長所や限界を明らかにするとともに、現行制度では対応しきれない問題への解決方法を探ることを目的とした。具体的には、以下の点を研究することを目的とした。

(2) 第一に、日本が国際倒産モデル法を採択して以降に、国内において、外国で開始した倒産処理手続の承認援助が問題となった事件や、日本で開始した倒産処理手続について国外で承認援助が求められた事件、国内倒産手続の対外的な効果が問題となった事件などを調査して、実務的、理論的な分析を行うことである。

(3) 第二に、国際倒産モデル法そのものについても、採択する国が増えている一方で、採択をしない国も依然として多いため、諸外国の国際倒産処理の規律、共通点や相違点を調査して、モデル法が普及していない事情、今後のあり方を検討することである。

(4) 第三に、海外の倒産事件において実際に問題とされ、対処方法の検討が進められている事項や、UNCITRAL の倒産法部会など国際的な枠組みにおいて議論が開始している事項についての検討状況を追跡することである。例えば、多国籍のグループ企業についての国際倒産処理や、倒産手続に関連する判決の承認執行をめぐる問題について、海外の制度や国際的なルール形成の過程を調査し、今後の日本の制度に取り入れるべき点を明らかにすることである。

3. 研究の方法

(1) 本研究においては、文献や裁判例の調査、倒産実務家や研究者との意見交換を通じて、上記研究の目的を実現しようとした。

具体的には、国際倒産モデル法を採択した後の、日本における国際倒産事件の実際の処理状況や、日本で開始した倒産手続の国外における処理状況を分析するために、関連する裁判例や学術論文、その他の資料、国際倒産処理事件に携わる実務家の意見等を調査し、それを基礎に理論的な分析を行った。実務上生じている問題については、上記意見交換にとどめず、必要に応じて、国際倒産処理に関する国内の諸規定が制定された経緯にも立ち返って過去の議論状況を確認することとした。

また、グループ企業の国際倒産処理をめぐる研究会に参加することにより、これまでの国内で生じた事件についての裁判資料や情報を収集し、研究者や実務家と意見交換を行ったり、国際商取引に関する国際的なルールをめぐる研究会に参加して、立案担当者や商取引法の研究者、実務家からの意見も聴取したりした。

(2) さらに、諸外国における国際倒産の立法や裁判例の調査を行ったり、国際的な研究会にも定期的に参加することによって、諸外国における国際倒産の実情や、国際倒産モデル法の採択をめぐる状況と課題等についても、意見聴取をしたり意見交換をしたりした。

(3) そして、UNCITRAL の倒産法作業部会における、多国籍グループ企業の国際倒産や、倒産手続に関連する判決の承認執行に関連する統一的なルール作りに向けた議論を追跡し、その背景にある諸外国の規則や実務を確認するとともに、日本の制度との比較、日本法への適用可能性を検討した。

4. 研究成果

(1) 本研究の主たる成果は以下のようなものである。まず、日本の国際倒産に関連する裁判例を整理して、その際に問題となった事項について理論的な検討を行った。

例えば、外国で開始した倒産手続を日本で承認する場合に、日本の裁判所が出すことのできる命令について検討を行った。国内において承認援助がなされるケースはそれほど多くはないが、過去の事例において裁判所が出した命令は、外国倒産手続が管財型の手続であるのか、あるいはDIP型の手続であるかによって、管理命令ないしは強制執行停止命令となっていた。しかしながら、外国倒産手続がDIP型である場合にも、強制執行停止命令を発令するのに加えて、外国倒産手続承認援助法31条の財産処分の許可命令を出すことによって、国内債権者の保護を図る必要がある場合があることが分かった。日本の倒産手続の効果、特に売却の効果が外国で問題となった場合にも同様の審査がされることがあり、特に国内債権者が外国倒産手続に参加することで手続保障が与えられたのかといった点を判断する必要性があることを確認した。

また、外国で開始した倒産手続の承認援助が問題となった事例においては、日本と当該国との間では倒産手続における担保権の取扱いに大きな差があるため、外国の倒産手続を承認することが日本の公序に反するのかが問題となったことがあるが、単に債権者の優先順位が違うというだけでは公序違反にならず、清算価値や債権者平等原則などの倒産法上の重要原則が害されるような場合には公序違反になりうることも示した。

さらに、外国の倒産手続で出された免責決定の効果については、倒産手続の承認援助の効果として取り扱うことができないが、民事訴訟法118条による外国判決の承認執行の問題となり、その際にも、承認拒絶要件の一つである公序違反を検討する際に、倒産法独自の原則違反の有無を考慮する必要性があることが分かった。

(2) 加えて、国際的なグループ企業の倒産事件であるリーマンブラザーズの倒産事件に関連して、国内で生じた問題について分析を行った。例えば、グループ会社間の三者間相殺について、相殺の要件である相互性を充たさないために、相殺を無効とした最高裁判例を分析し、相互性の要件の倒産上の位置づけを明らかにした上で、今後の取引界の認識や、契約条項の作成によっては相殺を許容する可能性もあることを明らかにした。また、同じグループの他のメンバーの債権の倒産手続上の優先順位、特に劣後化の可否と要件についても課題として残っていることが分かった。

(3) さらに、海外の国際倒産に関する状況、特に国際モデル法に対する態度とその原因を明らかにした。例えば、EU諸国は国際倒産モデル法を採択していないが、そもそもEU域内では外国倒産手続は自動的に承認されており、EU域外の手続についても同様の取扱いをする国もあるために、そもそも既存の手続で十分に対応することが可能と考えられているようであった。

また、現代的な倒産法制が十分に整備されていないために、国際倒産に関連する手続が十分に整備できていない国もあることが分かった。そのような国の場合には、国内倒産法の整備と並行して国際倒産手続の整備も行い、国際倒産モデル法の採択を進めていくことが重要であることも分かった。

他方で、EU域内でも国際倒産モデル法を採択する国もあり、国際協調を図るためにもより多くの国が参画することが望ましく、条約のような強制的な枠組みを設けるのではなく、採択の障

壁を取り除いていくことが重要であることが分かった。

(4) 最後に、本研究においては、国際倒産における新しい国際協調の取り組みを追い、研究者や実務家との意見交換等を通じて、今後生じうる国内外の問題について検討を行うことができた。

例えば、UNCITRAL で 2018 年に採択された、外国の倒産判決に関するモデル法(UNCITRAL Model Law on Recognition and Enforcement of Insolvency-Related Judgments (2018))においては、これまでの国際倒産モデル法によって対処が可能であるか必ずしも明らかではない場面、例えば倒産手続終了後の免責決定、否認訴訟などの国外での取扱いについて、統一的なルールが示されている。日本ではこの問題については、外国判決の承認の問題として民事訴訟法 118 条で取り扱われてきたが、本モデル法を参考に承認拒否事由である公序概念などを精緻化していく必要性があることが分かった。また、そもそもこのような判決が自動承認の対象となっている EU 諸国がこのモデル法を採択するのかといった課題があることも分かった。

また、2021 年に採択されたグループ企業の国際倒産モデル法(UNCITRAL Legislative Recommendation on Insolvency of Micro-and Small Enterprises (2021))の制定過程や背景事情の調査も行い紹介をした。このモデル法では、グループ企業が倒産した際に、責任と財産を統合する実体的併合を検討することは見送り、手続的な協調を図ること、すなわち、裁判所や倒産実務家らが協力することの重要性が示されている。日本においては、国際倒産に関する諸規定において、裁判所間の直接のコミュニケーションについては触れられていないが、多国籍のグループ企業の国際倒産の場面においては、裁判所間や管財人と裁判所間の協力を促進して手続的な協調を図っていくことは不可欠であり、IT ツールの活用等によって技術的障壁、言語的障壁を除去していくことが望まれることが分かった。また、単に裁判所間の直接のコミュニケーションを促進するにとどめず、規律を加えていくことも必要であることが分かった。

(5) 本研究の国内外の位置づけは以下のように整理される。

本研究の国内における位置づけは、これまで十分に検討がされてはこなかった、国際倒産モデル法採択後の国際倒産の実情と問題点を明らかにするとともに、その対応策を示すことで、理論や実務への指針を示したことである。特に近年、海外では実際に問題となっており、国際的なルールを作成することが目指されていたグループ企業の国際倒産をめぐる問題などについて、UNCITRAL における統一的ルール作成に向けた検討状況を紹介し、国内においてさらに検討すべき事項、立法や実務上の課題を明らかにすることもできた。同様に UNCITRAL で採択された倒産に関連する判決の承認執行のモデル法は、同時期に制定された外国判決の承認執行に関するハーグ条約との類似性もあり、モデル法の制定過程を検討することで、条約の採択の決定などに影響を与えうるものと考えられる。さらに、これまで国内では十分に検討がされてこなかった新たな問題の所在も明らかにした。

本研究の国外での位置づけについては、日本の最近の国際倒産の状況を整理して、海外の倒産実務家や研究者とともに英文で共著を発表することができた点が、重要な意義を有するものと考えられる。国際倒産の場面においては閉鎖的な立場をとっていた日本が、国際倒産モデル法を採択した経緯や、その具体的な規定、モデル法との相違点、裁判例と今後の課題を国外で示すことによって、日本と類似の倒産法を有するアジア諸国などにとって、国際倒産モデル法を採択するにあたって参考となる情報を提供できたものと考えられる。

さらに、近年、中小零細企業の倒産の規律が世界的に問題となっているところ、そのような企業向けの簡易な倒産制度を有している日本の制度を、国際的な統一ルールを作成する場において積極的に紹介をすることにより、他国の実務家や研究者に日本制度の長所を示すことができ、その結果モデル法をまとめるにあたって大きな貢献することができた。

(6) 本研究の今後の展望としては、以下のものを予定している。

まずは、日本における国際倒産事件において、実務上問題となりつつも未解決のままであった、相殺権や担保権の取り扱い、特に倒産準拠法の問題について引き続き検討していく予定である。倒産準拠法の問題については、今後も UNCITRAL の倒産法部会において議論がされていく予定であるところ、EU のアプローチとアメリカのアプローチとの間には大きく違いがあるようである。そのため、それぞれの背景事情にも留意しながら議論状況を注視しつつ、担保法制のあり方も含め、今後の日本で採用すべき立場を引き続き検討していく。

また、UNCITRAL で新たに採択された複数のモデル法の相互の関連性と、モデル法の検討対象から外されたグループ企業の実体的併合の問題についても、引き続き国際的な動向を見守りつつ、検討を続けていく。特に、諸外国がどのようにモデル法を採択していくのか、独自の規律を有する EU から離脱したイギリスの動向などに注視する予定である。

さらに、本研究を通じて、国内外の裁判所間や管財人と裁判所間の協力を促進するためには IT ツールの活用が重要であることを認識した。IT ツールの活用は、国際倒産の場面に限らず、倒

産手続全般における国際的な潮流ともなっている。そのため、倒産手続における IT ツールの活用について、引き続き国内外の状況を調査する予定である。

最後に、本研究で得た成果を、まだモデル法を採択していない国々へも還元する試みも行いたい。特にアジア諸国においては、国内倒産法が十分に整備できておらず、国際倒産に関する規定の整備が追いついていないところもあるため、日本の制度や試みを適宜紹介するなどして、これらの国の倒産制度の発展にも寄与したいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計20件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 -
2. 論文標題 事業担保と倒産手続	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 田高寛高「担保法の現代的課題」第8章	6. 最初と最後の頁 170-195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 追録52
2. 論文標題 三者間相殺の可否	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 破産実務研究会編「Q&A破産法の実務」	6. 最初と最後の頁 32-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Etsuko SUGIYAMA	4. 巻 -
2. 論文標題 Addressing the issues of international bankruptcy	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Impact	6. 最初と最後の頁 32-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.21820/23987073.2021.4.32	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 -
2. 論文標題 イギリス	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 主要先進国における破産手続等のICT（IT）化に関する調査研究報告書	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 252
2. 論文標題 相殺の可否	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 130-131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 791
2. 論文標題 新型コロナにより顕在化した民事訴訟の課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 18-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 追録47・48号
2. 論文標題 投資信託の解約金と相殺	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Q&A破産法の実務	6. 最初と最後の頁 1176ノ6ノ1-6ノ8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 追録47・48号
2. 論文標題 銀行取引約定書における相殺の遡及効	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Q&A破産法の実務	6. 最初と最後の頁 1202-1207
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Etsuko Sugiyama	4. 巻 -
2. 論文標題 Current situations and future issues of japanese insolvency law	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Lucio Ghia編 『International Business Law II』 Wolters Kluwer所収	6. 最初と最後の頁 115-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 91(6)
2. 論文標題 e提出・e事件管理とその理論的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 10-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 1125
2. 論文標題 グループ企業の国際倒産について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 60-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 -
2. 論文標題 原状回復請求権の法的性質	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 岡伸浩/小畑英一/島岡大雄/進士肇/三森仁・編著 『破産管財人の財産換価(第2版)』 商事法務(図書所収論文)	6. 最初と最後の頁 739 - 758
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Etsuko Sugiyama	4. 巻 14
2. 論文標題 Anti-suit Injunctions in Arbitral and Judicial Procedures in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ICCLP Publications	6. 最初と最後の頁 122-129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子、鐘ヶ江洋祐、井出ゆり、福岡慎之介、上野保	4. 巻 1109
2. 論文標題 第2テーマ 国際倒産の実務上の諸問題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 36-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 杉山悦子
2. 発表標題 第2主題・韓国側報告に対する指定討論文
3. 学会等名 第9回日韓民事訴訟法合同大会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 杉山悦子
2. 発表標題 「UNCITRAL倒産関連判決の承認執行に関するモデル法」の採択について
3. 学会等名 グローバル私法フォーラム（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Etsuko SUGIYAMA
2. 発表標題 Insolvency Proceedings for MSMEs in Japan
3. 学会等名 Uncitral Working Group V 51th session (招待講演)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関